

消費者被害防止！

だまされやすさを測る 心理傾向チェック！

心の弱さを
診断！



1点：ほとんど当てはまらない
2点：あまり当てはまらない
3点：どちらともいえない
4点：やや当てはまる
5点：とても当てはまる

「自分は大丈夫」と思っていませんか!?
点数を付けて合計点を出してみましょう。

A	1	拝まれるようお願いされると弱い	<input type="checkbox"/>	点
	2	おだてに乗りやすい	<input type="checkbox"/>	点
	3	自信たっぷりに言われると納得してしまう	<input type="checkbox"/>	点
	4	見かけの良い人だとい信じてしまう	<input type="checkbox"/>	点
	5	素敵な異性からの誘いだと断れない	<input type="checkbox"/>	点
B	6	マスコミで取り上げられた商品はすぐ試したくなる	<input type="checkbox"/>	点
	7	好きな有名人が勧める商品は買いたくなってしま	<input type="checkbox"/>	点
	8	新しいダイエット法や美容法にはすぐにとびつく	<input type="checkbox"/>	点
	9	専門家や肩書きがすごい人の意見には従ってしまう	<input type="checkbox"/>	点
	10	無料だったり返金保証があるならいろいろ試してみたい	<input type="checkbox"/>	点
C	11	資格や能力アップにはお金を惜しまない	<input type="checkbox"/>	点
	12	良いと思った募金にはすぐ応じている	<input type="checkbox"/>	点
	13	欲しいものは多少のリスクがあっても手に入れる	<input type="checkbox"/>	点
	14	どんな相手からの電話でも最後まで聞く	<input type="checkbox"/>	点
	15	試着や試飲をしたために、つい買ってしまったことがある	<input type="checkbox"/>	点

合計 点

セルフチェックで分かる！
あなたの心理傾向は？

さらに詳しい内容を裏面で紹介! ➡

心理傾向チェックの合計点が高いほど購入・契約する人の割合が高いね。



合計点から分かるあなたの危険度!!

●勧誘を受けたときに契約してしまう確率

合計点が高い人ほど特に危険! 勧誘には意識的に注意しましょう!

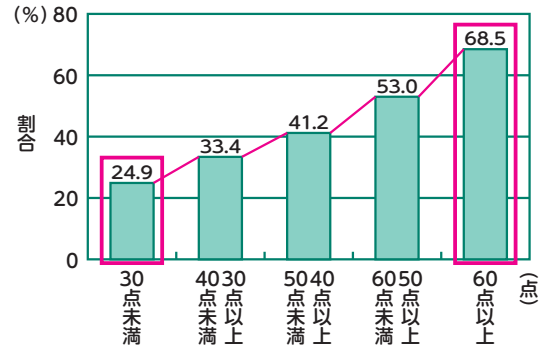
「性格的に自分は被害に遭わない」と思えるような人でも... 4人に1人は契約! 油断は禁物!

60点以上 : 約70%
50点台 : 約50%
40点台 : 約40%
30点台 : 約30%
30点未満 : 約25%

高

危険度

●合計点と購入・契約の割合



結果から特に注意すべきポイントが分かるよ!



A、B、Cの点数から見る、さらに詳しい注意ポイント!

●「リスクな心理傾向」について測る15項目

項目	あなたの点数	危険度レベル1	危険度レベル2	特に注意すべきポイント
A ① 拝まれるようにお願いされると弱い ② おだてに乗りやすい ③ 自信たっぷりに言われると納得してしまう ④ 見かけの良い人だとつい信じてしまう ⑤ 素敵な異性からの誘いだと断れない	点	14点以上は危険	18点以上は特に危険!	勧誘者の信じすぎに要注意
B ⑥ マスコミで取り上げられた商品はすぐ試したくなる ⑦ 好きな有名人が勧める商品は買いたくなってしまう ⑧ 新しいダイエット法や美容法にはすぐにとびつく ⑨ 専門家や肩書きがすごい人の意見には従ってしまう ⑩ 無料だったり返金保証があるならいろいろ試してみたい	点	14点以上は危険	18点以上は特に危険!	売り口上の信じすぎに要注意
C ⑪ 資格や能力アップにはお金を惜しまない ⑫ 良いと思った募金にはすぐ応じている ⑬ 欲しいものは多少のリスクがあっても手に入れる ⑭ どんな相手からの電話でも最後まで聞く ⑮ 試着や試飲をしたために、つい買ってしまったことがある	点	14点以上は危険	18点以上は特に危険!	自分の欲しい衝動に要注意

心の弱さを知っておくことが消費者被害防止の第一歩!

詳しくはパンフレットをチェック!



消費者トラブルひとりで

悩まずすぐ相談

消費者ホットライン

いやや! 188

もしかして?

不安になったらすぐ電話!

いやや(188)泣き寝入り!

いやや188

検索

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

「消費者ホットライン」188(局番なし)は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。